

安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例(平成17年条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出)

第2条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、市長に対し、議長を経由して会派結成届(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の届出をした会派の代表者は、当該結成届の記載事項に変更があったときは、市長に対し、議長を経由して会派異動届(様式第2号)を提出しなければならない。

(交付申請)

第3条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付申請書(様式第3号)を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付変更申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届(様式第5号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務調査費の額を決定し、当該各派の代表者に政務調査費交付決定通知書(様式第6号)又は政務調査費交付変更決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(交付請求)

第5条 会派の代表者は、市長に対し、政務調査費の交付決定通知書を受け取った日から7日以内に政務調査費交付請求書(様式第8号)を提出するものとする。

(使途基準)

第6条 条例第5条に規定する政務調査費の使途基準は、別表の左欄に掲げる項目ごとに概ね同表の右欄に掲げるとおりとする。

(報告書の提出)

第7条 条例第7条第1項に規定する報告書は、政務調査費収支報告書(様式第9号)とし、提出の際には政務調査費実績報告書(様式第10号)を添付するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第8条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第9条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類(写し)を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を過ぎる日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。